Ⅱ　海外帰国生徒の特別入学者選抜

第１　募　　集

１　応募資格

次の⑴のア，イ又はウの志願資格を有する者で，かつ，⑵のア又はイの志願要件のいずれかに該当する者

⑴　志願資格

ア　中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成２８年３月卒業見込みの者

イ　中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成２８年３月修了見込みの者

ウ　学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条各号のいずれか一つに該当する者（別記６，８３ページ参照）

⑵　志願要件

ア　外国における在住期間が，帰国時から遡り継続して２年以上４年未満の者で，帰国後１年以内の者

イ　外国における在住期間が，帰国時から遡り継続して４年以上の者で，帰国後２年以内の者

この場合，「帰国後１年以内」とは，原則として，帰国した日から平成２８年１月３１日（日）までに１年が経過していない場合をいう。また，「帰国後２年以内」とは，原則として，帰国した日から平成２８年１月３１日（日）までに２年が経過していない場合をいう。

２　海外帰国生徒の特別入学者選抜を実施する学校，課程，学科及び入学許可候補者の予定人員

学　　校	課　程　　学　科	入学許可候補者の予定人員
千葉県立千城台高等学校	全日制の課程　普通科	入学許可候補者の予定人員については別に定める。 また，「Ⅰ　前期選抜」の予定人員の一部とする。
千葉県立幕張総合高等学校	全日制の課程　普通科	
千葉県立柏井高等学校	全日制の課程　普通科	
千葉県立土気高等学校	全日制の課程　普通科	
千葉県立船橋高等学校	全日制の課程　普通科	
千葉県立国府台高等学校	全日制の課程　普通科	
千葉県立松戸国際高等学校	全日制の課程　普通科・国際教養科	
千葉県立松戸馬橋高等学校	全日制の課程　普通科	
千葉県立柏中央高等学校	全日制の課程　普通科	
千葉県立流山おおたかの森高等学校	全日制の課程　普通科・国際コミュニケーション科	
千葉県立成田国際高等学校	全日制の課程　普通科・国際科	
千葉県立匝瑳高等学校	全日制の課程　普通科・英語科	
千葉県立東金高等学校	全日制の課程　普通科・国際教養科	
千葉県立大多喜高等学校	全日制の課程　普通科	
千葉県立安房高等学校	全日制の課程　普通科	
千葉県立君津高等学校	全日制の課程　普通科	
千葉市立稲毛高等学校	全日制の課程　普通科・国際教養科	
船橋市立船橋高等学校	全日制の課程　普通科	
松戸市立松戸高等学校	全日制の課程　普通科・国際人文科	
柏市立柏高等学校	全日制の課程　普通科	

第２　出　　願

１　総　　則

「Ⅰ　前期選抜」の「第２　出願」の１に定めるところによる。この場合における読替え等は，次のとおりとする。

⑴　１の⑶は，「規則，当該市立高等学校の通学区域を定める規則等に反しない限り，同一高等学校の同一課程の海外帰国生徒の特別入学者選抜を実施する異なる学科については，第２希望を申し出ることができる。」と読み替える。

⑵　１の⑷は，適用しない。また，１の⑸の「上記⑷に定める者のほか，」を削る。

2　出願書類等

書　類　等	摘　　要
⑴　入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙２）に所要事項を記入すること。 入学検査料については，収入証紙貼付票に，「Ⅰ　前期選抜」の「第２　出願」の２の入学検査料一覧表のとおりの収入証紙を貼付すること。 写真貼付欄に，写真２枚（縦４㎝×横３㎝，正面上半身脱帽，平成 27 年 12 月１日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可）を貼付すること。
⑵　海外在住状況説明書	所定の様式（様式７）で作成すること。
⑶　調査書	所定の様式（様式１）で作成すること。 なお，中学校卒業後，５年を経過した者については，調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
⑷　返信用封筒	８２円切手（料金改定があったときは，改定後の料金の切手）を貼った定形（長形３号）の封筒に志願者の住所，氏名及び郵便番号を表記すること。
⑸　自己申告書	「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」について説明しようとする者は，所定の様式（様式４）で作成すること。また，原則として志願者本人が記入し，封をすること。 なお，「欠席が多い」とは，年間の欠席日数が３０日以上の場合とする。
⑹　千葉県県立高等学校入学志願証明書	「Ⅰ　前期選抜」の「第２　出願」の１の⑹に該当する者は，当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式１５）を提出すること。
⑺　誓約書	「Ⅰ　前期選抜」の「第２　出願」の１の⑹に該当する者は，入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式１６）を提出すること。
⑻　必要に応じて提出する書類	「Ⅰ　前期選抜」の「第２　出願」の１の⑹に該当する者のうち，特にやむを得ない事情のある者は，事情説明書，身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は，別に定める。
⑼　学習成績分布表及び個人成績一覧表	在籍中学校の校長は，所定の様式（様式２の⑴及び⑵）で作成した学習成績分布表及び個人成績一覧表を志願する高等学校の校長に提出又は送付すること。 なお，過年度卒業者については，学習成績分布表及び個人成績一覧表の提出を必要としない。

注　１　学校教育法施行規則第９５条第１号又は第４号に該当する者（別記６，８３ページ参照）が出願する場合は，別記７（８４～８５ページ参照）に示す書類等を提出する。
　　２　市立高等学校にあっては，⑹，⑺及び⑻について，当該市教育委員会の定めるところによる。

3　出願手続

⑴　志願者は，出願書類等を志願者の在籍（出身）中学校の校長を経由して，志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお，学校教育法施行規則第９５条第１号又は第４号に該当する場合は，志願者本人（又は保護者等）が直接，志願する高等学校の校長に提出する。

⑵　出願書類等の提出期間及び受付時間

「Ⅰ　前期選抜」の「第２　出願」の３の⑵に定めるところによる。

第３　調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表等

1　調査書（様式１）

志願者の在籍（出身）中学校の校長は，別記１（７１～７３ページ参照）に基づいて作成する。なお，提出先については，志願する高等学校の校長とする。

2　学習成績分布表（様式２の⑴）及び個人成績一覧表（様式２の⑵）

志願者の在籍する中学校の校長は，別記１（７１～７３ページ参照）に基づいて作成した学習成績分布表及び個人成績一覧表を次のとおり提出しなければならない。

⑴　提出先

志願する高等学校の校長及び県教育長

⑵　提出期限等

ア　志願する高等学校の校長への提出は，平成２８年２月２日（火）午後４時までとする。送付による提出を認めるものとし，その場合も平成２８年２月２日（火）午後４時までに必着とする。

なお，送付の場合には８２円切手（料金改定があったときは，改定後の料金の切手）を貼った返信用封筒を同封すること。

イ　県教育長への提出は，送付によるものとし，平成２８年２月２日（火）午後４時までに必着とする。その際，返信用封筒は必要としない。

送付先　〒２６１-００１４　千葉市美浜区若葉２－１３
千葉県総合教育センター学力調査部　宛

⑶　提出上の留意点

ア　千葉県内の公立中学校に現に在籍する者については，学習成績分布表（様式２の⑴）及び個人成績一覧表（様式２の⑵）を課程別に各１通提出する。

イ　上記ア以外の中学校等に現に在籍する者については，学習成績分布表（様式２の⑴又は当該都道府県所定のもの）を課程別に各１通提出する。個人成績一覧表の提出は必要としない。

ウ　過年度卒業者については，学習成績分布表及び個人成績一覧表の提出を必要としない。

３　自己申告書（様式４）

志願者は，自己申告書を提出する場合には，封をした上で，在籍（出身）中学校の校長を経由して，志願する高等学校の校長に提出する。

第４　受検票等の交付

「Ⅰ　前期選抜」の「第４　受検票等の交付」に定めるところによる。

第５　検　　査

１　検査期日

平成２８年２月１０日（水）

学力検査を実施する場合，学力検査は平成２８年２月９日（火）に実施する。

なお，各高等学校において実施する検査の内容は，別に定める。

２　検査場所

志願した高等学校

３　検査の内容

海外帰国生徒の特別入学者選抜を実施する高等学校において，別に定める検査（付表３，１５４ページ参照）

４　検査時間割

８：４５	集合
８：４５～８：５５	受付・点呼
８：５５～９：１０	注意事項伝達
９：２５～	検査

注　検査の時間等については，各高等学校が別に定める。
なお，学力検査を実施する場合は，「Ⅰ　前期選抜」の「第５　検査」の４に定めるところによる。

５　受検者心得

⑴　受検票を必ず持参すること。

⑵　当日，午前８時４５分までに志願した高等学校に集合すること。

⑶　携帯品，その他留意事項については，各高等学校において実施する検査の内容により，別に定めた指示に従うこと。

⑷　時計を携帯する場合は，時計機能のみのものであること。

⑸　携帯電話等は，検査室に持ち込まないこと。

⑹　検査室内では，物の貸借はしないこと。

第６　選 抜 方 法

１　中学校の校長から送付された調査書，海外在住状況説明書等の書類の審査及び各高等学校において実施した検査の結果を資料とし，各高等学校の教育を受けるに足る能力，適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお，調査書の評定については，「Ⅰ　前期選抜」の「第６　選抜方法」の２に定める算式１で算出した数値を選抜の資料とする。また，算式１により難い者については，総合的に判定する。

２　「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」について説明するために，志願者から自己申告書が提出された場合は，これを選抜のための資料に加えることができる。ただし，提出されたことにより，不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

３　高等学校の校長は，必要のある場合には，出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について，中学校の校長に照会することができる。

４　各高等学校の海外帰国生徒の特別入学者選抜の選抜・評価方法（予定）は，各高等学校のＷｅｂページにおいて公表する。公表する時期は，別に定める。

第７　選抜結果の発表，通知及び入学の確約

「Ⅰ　前期選抜」の「第７　選抜結果の発表，通知及び入学の確約」に定めるところによる。

第８　入学許可候補者の発表

「Ⅰ　前期選抜」の「第８　入学許可候補者の発表」に定めるところによる。

第９　入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い

「Ⅰ　前期選抜」の「第９　入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い」に定めるところによる。

第１０　そ の 他

１　志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出た場合には，中学校の校長等は，速やかに文書（様式６の⑴又は⑵）により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。

なお，志願を取り消そうとする者が，平成２８年２月１６日（火）正午までに志願取消の手続をせず，入学許可候補者に内定した者として発表された場合は，「Ⅶ　後期選抜」，「Ⅸ　地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第２　二期入学者選抜」及び「Ⅺ　通信制の課程の入学者選抜」の「第２　二期入学者選抜」を志願できない。

２　各高等学校でリスニングテスト等の検査を実施する場合，難聴のため受検が困難であると認められる生徒に対する措置については，別記９（８７ページ参照）によることとする。

また，各高等学校で実施する検査において，障害があるため通常の検査の方法では受検が困難であると認められる生徒に対する措置については，別記１０（８７ページ参照）によることとする。

なお，障害のある生徒の入学者選抜に当たっては，障害があることにより，不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

３　この要項に定めるもののほか，「Ⅱ　海外帰国生徒の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は，県教育長がこれを定める。ただし，市立高等学校にあっては，当該市教育委員会が定めるところによる。